

第72回 横浜市港湾審議会

〔議題〕

- 1 横浜市港湾審議会委員長及び副委員長の選任
- 2 横浜市港湾審議会幹事会幹事の推薦
- 3 横浜港港湾計画の輕易な変更
- 4 横浜港臨港地区内の分区の変更
- 5 令和6年度港湾環境整備負担金
の負担対象工事の指定

〔報告〕

- 1 横浜港港湾脱炭素化推進計画(案)

【議題1】

横浜市港湾審議会 委員長及び副委員長の選任

【議題2】

横浜市港湾審議会
幹事会幹事の推薦

3

【議題3】

横浜港港湾計画の輕易な変更

【議題4】

横浜港臨港地区の分区の変更

4

港湾計画の諮問書(写)

港湾政第 275 号
令和 6 年 11 月 25 日

横浜市港湾審議会
委員長 様

横浜市長 山中 竹春

横浜港港湾計画の軽易な変更について（諮問）

横浜市港湾審議会条例第 2 条の規定に基づき、横浜港港湾計画の軽易な変更について、貴審議会の意見を求めます。

5

臨港地区の諮問書(写)

港湾政第 275 号
令和 6 年 11 月 25 日

横浜市港湾審議会
委員長 様

横浜市長 山中 竹春

横浜港臨港地区内の分区の変更について（諮問）

横浜市港湾審議会条例第 2 条の規定に基づき、横浜港臨港地区内の分区の変更について、貴審議会の意見を求めます。

6

港湾計画の変更と臨港地区分区の変更

港湾計画の変更(軽易な変更)案件

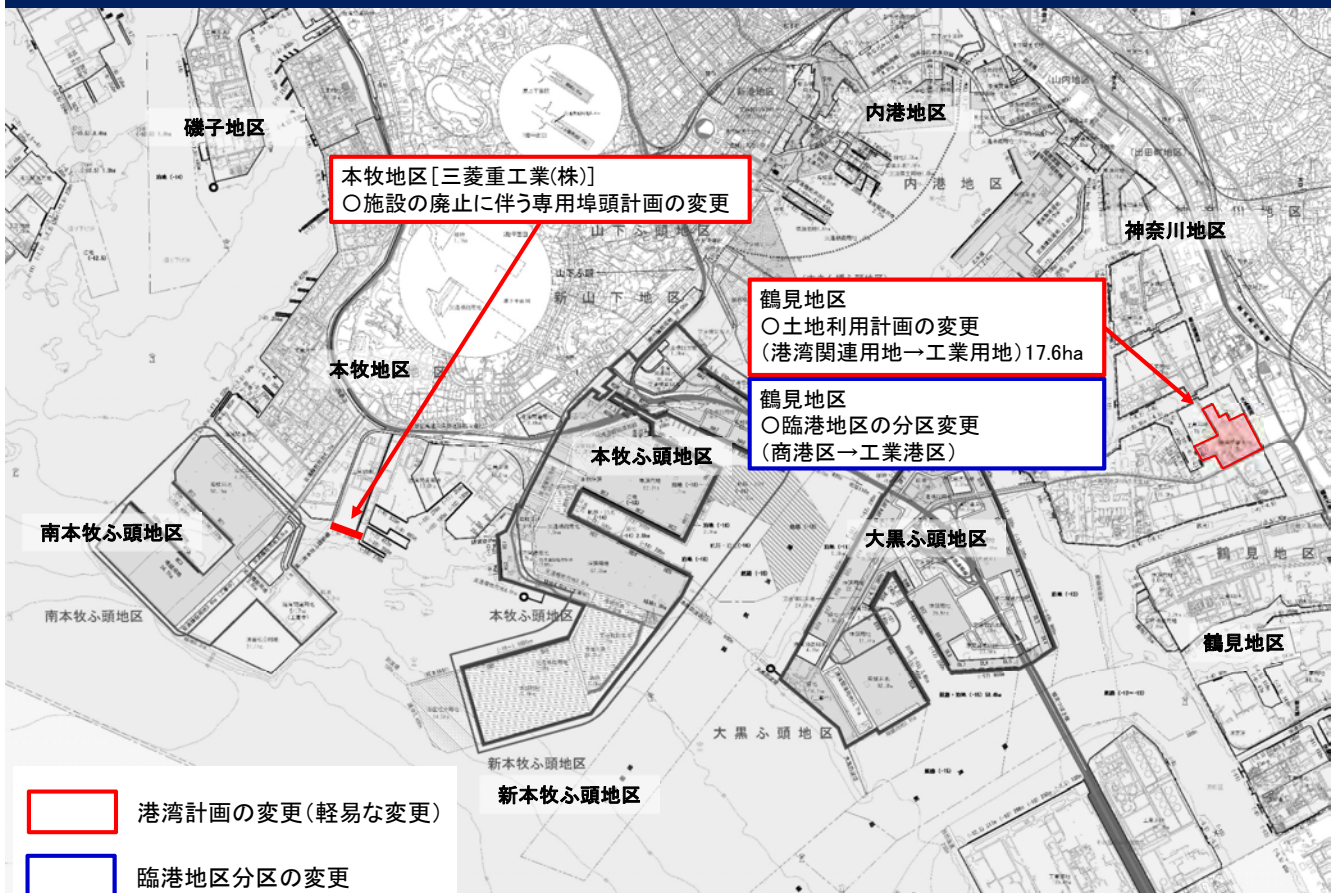
- 本牧地区
 - ・専用埠頭計画の変更(施設の廃止)
- 鶴見地区
 - ・土地利用計画の変更(港湾関連用地→工業用地)

臨港地区分区変更の案件

- 鶴見地区
 - ・臨港地区の分区変更(商港区→工業港区)

7

港湾計画の変更と臨港地区分区の変更位置図



8

【専用埠頭計画】横浜製作所本牧工場の概要(三菱重工業株式会社)

- 1891(明治24)年に設立した(有)横浜船渠(1935(昭和10)年に三菱重工業(株)と合併)は、横浜港高島地区に横浜工場を設け、船舶修繕事業を操業していた。
- 新造船増加による横浜工場の輻輳と修繕船舶の大型化に対応するため、1966(昭和41)年に本牧工場を新設。
- 横浜市のみなとみらい21事業に伴い、横浜工場の機能を本牧工場・金沢工場に移転し、1983(昭和58)年に横浜工場を閉鎖した。
- 橋梁等の大型鋼構造物の搬出を行うため1983(昭和58)年に本牧工場9号岸壁を整備した。



三菱重工業株式会社 横浜製作所本牧工場[本牧地区]

9

【専用埠頭計画】港湾計画変更の内容(三菱重工業株式会社)

- 9号岸壁の利用頻度は年々減少しており、2010年以降からは年間1回程度である。
- 今後も使用予定が無いことから、9号岸壁を廃止する。



【専用埠頭計画】(本牧地区)

水深8m 岸壁1/バース 延長270m (係留施設の廃止)



本牧工場9岸壁

10

【鶴見地区】大黒町の土地利用の現状

- 大黒町は昭和11年から昭和48年に造成した埋立地で、製造業、エネルギー供給、物流施設などの産業が集積し、大黒町全域を臨港地区(工業港区または商港区)に指定している。
- 現行の港湾計画(H26改訂)においては大黒町を含む神奈川地区を「京浜工業地帯における生産拠点としての機能のほか、研究開発や物流関連等の機能集積を図る産学連携ゾーン」としている。

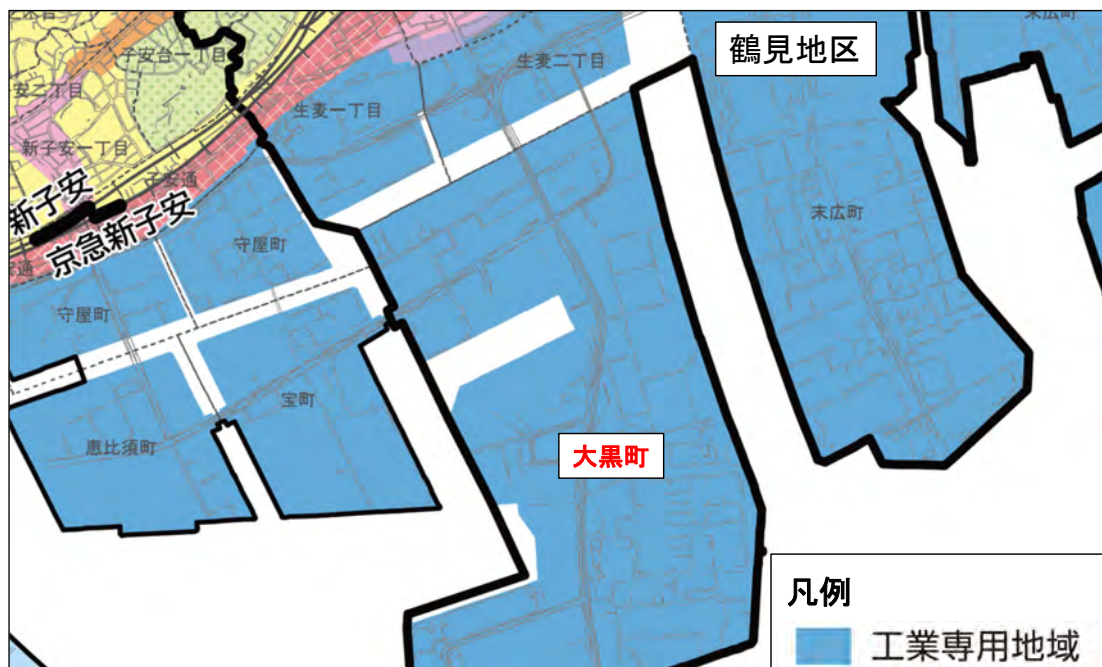


11

【鶴見地区】変更理由①

- 人口減少社会、ライフスタイルの多様化などの社会情勢の大きな変化に対応し、市民の暮らしやすさの向上や多様な活動の実現等につなげていくため、「全市的な用途地域等の見直し」を実施し、当該地区は下図の通り工業利用していくことが改めて示された。【令和6年5月24日告示】
- 横浜市の用途地域の全市見直しは、平成8(1996)年以来、28年ぶり。

❖ 当該地区周辺の用途地域

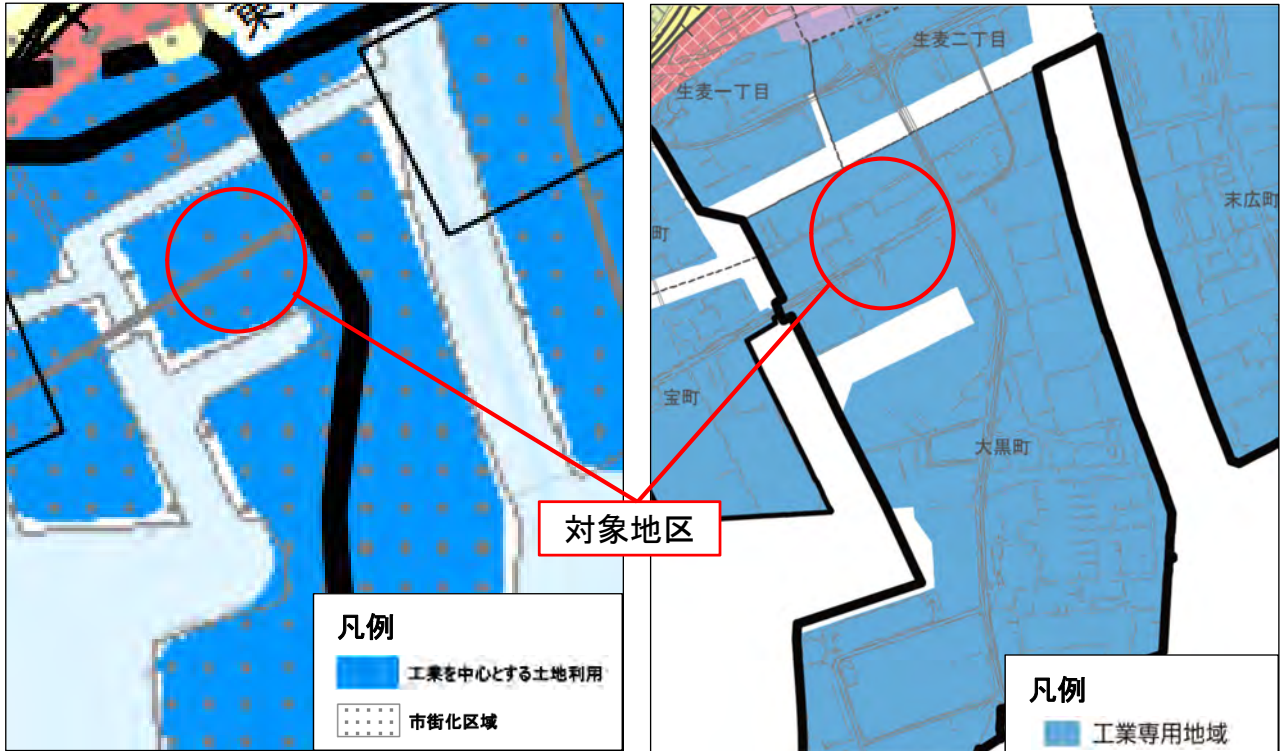


12

【鶴見地区】変更理由①

○都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

○用途地域



→本市の方針として大黒町は「工業系」の土地利用

13

【鶴見地区】変更理由②

○地区内には給油所やトラックの修理場など、工業港区に適した事業者も多く、今後の事業展開を見据え、分区の変更が求められている。

○工業港区への変更については、以前より複数社から要望をいただいていたため、地区内の全事業者（横浜市を除き15社）にヒアリングを行った結果、反対する意見はなかった。

分区変更（商港区⇒工業港区）による影響

【出来るようになる用途】

- ・危険物の保管施設
- ・廃棄物処理施設
- ・工場（卸売展示施設、流通加工施設、造船所等）
- ・科学技術に関する研究開発施設
- ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法に規定する新エネルギー利用のための施設

【出来なくなる用途】

- ・旅客施設（旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所等）
- ・港湾、海事の理解増進のための展示施設、研修施設
- ・輸入促進基盤整備事業により整備される流通業務施設

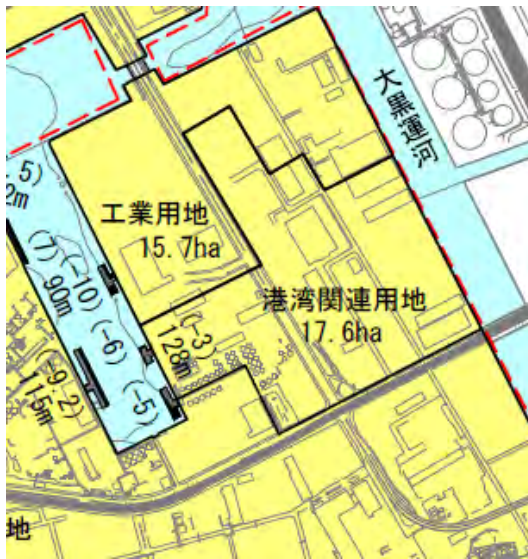
→変更により既存不適格になる用途はない

14

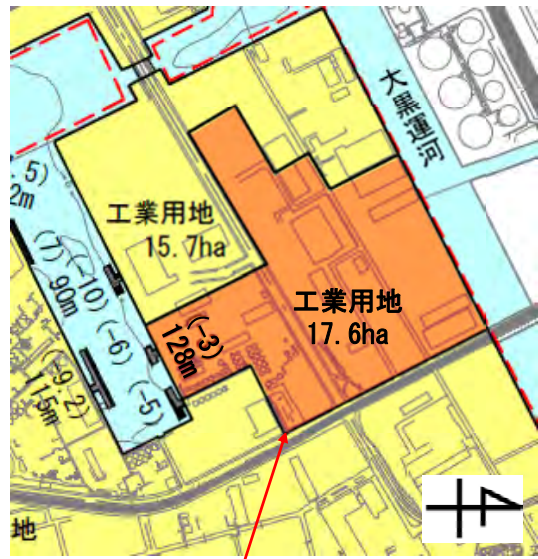
【鶴見地区】大黒町の土地利用計画の変更

○鶴見地区の一部において、土地利用計画を変更する。(港湾関連用地→工業用地)

・既定計画



・今回計画

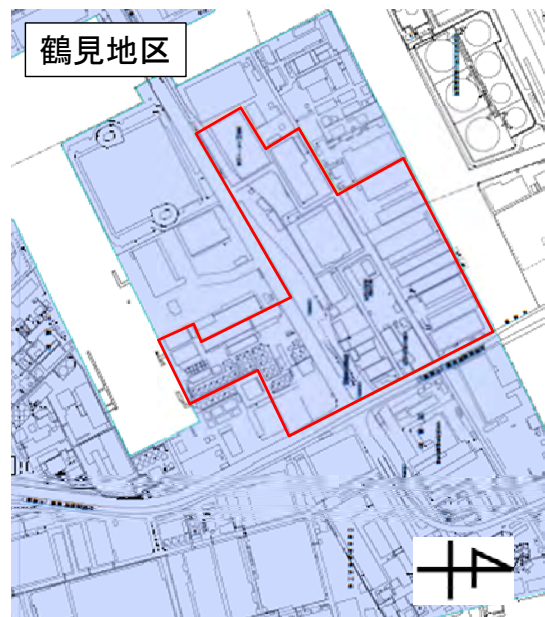


土地利用計画の変更
港湾関連用地 → 工業用地 17.6ha

15

【鶴見地区】大黒町の分区の変更

○鶴見地区の一部において、臨港地区内の分区を変更する。(商港区→工業港区)



	商 港 区
	工 業 港 区

16

【議題5】

令和6年度港湾環境整備負担金 の負担対象工事の指定

17

港湾環境整備負担金の諮問書(写)

港湾港第 466 号

令和 6 年 11 月 25 日

横浜市港湾審議会

委員長 様

横浜市長 山中 竹春

令和 6 年度港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定について（諮問）

横浜市港湾環境整備負担金条例（昭和 55 年 3 月横浜市条例第 8 号）第 4 条第 1 項の規定により港湾環境整備負担金の負担対象工事の指定をするにあたり、同条例第 12 条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

18

港湾環境整備負担金について

○臨港地区又は港湾区域に存する一定規模以上の事業場に係る事業者は、港湾の環境整備に資する工事に要した費用の一部を負担いただくもの

(負担対象事業者)

臨港地区又は港湾区域内にある工場又は事業場の敷地面積等の合計が1万㎡以上の事業者

工事の種類	工事が実施された場所	負担の割合
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事	本牧ふ頭地区 内港地区	1/8 1/16
港湾環境整備施設の維持の工事	大黒ふ頭地区 本牧ふ頭地区 内港地区 他	1/2 1/8 1/16
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事	横浜港港湾区域内	1/2

19

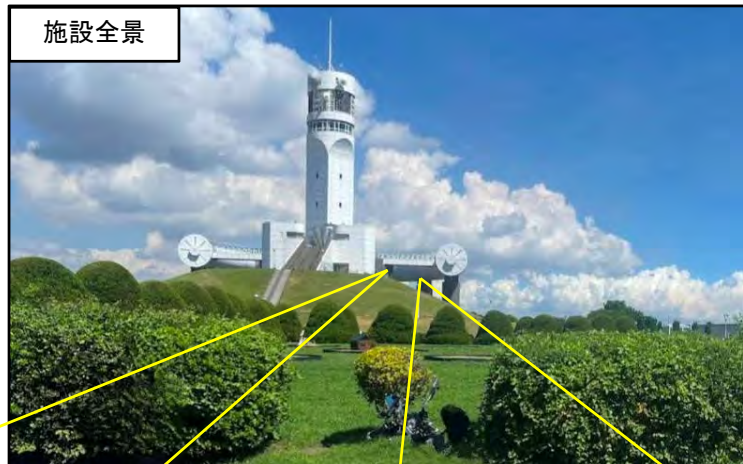
港湾環境整備負担金の負担対象工事 位置図



20

「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」の例

・横浜港シンボルタワー展望台の老朽化した外壁の改修工事



21

「港湾環境整備施設の維持の工事」の例

・緑地補修工事(末広水際線プロムナード)



22

「港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事」の例

・海面清掃



23

負担額の算定について

○負担対象事業者の負担額の合計は、**約8,505万円**となる見込み
 (※負担対象事業者の1㎡あたりの負担額単価は**4.4円**)

工事の種類	工事に要した費用 (円)	負担の割合	負担対象額 (円)	負担対象事業者の事業場敷地面積の合計(m) 負担区域内の事業場敷地面積の合計(m)	負担額 (円)
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事	63,434,525	1/8・1/16 (本牧ふ頭地区・内港地区)	6,315,220	$\frac{18,596,121}{27,384,979}$	4,288,431
港湾環境整備施設の維持の工事	317,273,511	1/2・1/8・1/16 (大黒ふ頭地区・本牧ふ頭地区・内港地区他)	25,535,779	$\frac{18,596,121}{27,015,063}$	17,577,839
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事	184,050,203	1/2 (横浜港港湾区域内)	92,025,102	$\frac{19,460,779}{28,340,431}$	63,191,705
合計	564,758,239		123,876,101		85,057,975

24